

七尾市業務委託最低制限価格運用要領の一部改正について

平成29年 3月27日

七尾市総務部総務課

1. 一部改正の趣旨

この度、平成29年3月14日付けで「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」が一部改正されたことに伴い、七尾市の最低制限価格運用要領について、同様の改正を行うものです。

2. 最低制限価格運用要領一部改正の概要

建設コンサルタント・測量の各業務について、算定式を変更。

3. 主な改正内容

業務委託の種別	算定式
建設コンサルタント	直接人件費+直接経費+その他原価×0.9+一般管理費等× <u>0.48</u>
建築（設備）設計	直接人件費+特別経費+技術料等経費×0.6+諸経費×0.6
補償コンサルタント	直接人件費+直接経費+その他原価×0.9+一般管理費等×0.45
測 量	直接測量費+測量調査費+諸経費× <u>0.48</u>
地 質 調 査	直接調査費+間接調査費×0.9+解析等調査業務費×0.8+諸経費×0.45
そ の 他	予定価格×0.6

※これらの額に消費税8%を加算する。

※最低制限価格の範囲は、上記により算出した額にかかわらず、予定価格に10分の8を乗じて得た額から、予定価格に10分の6を乗じて得た額までとする。ただし、地質調査業務にあっては、「10分の8」を「10分の8.5」と、「10分の6」を「3分の2」と読み替える。

4. 適用日

- 平成29年4月1日以後に入札公告又指名競争入札執行通知を行う業務委託から適用します。